

平成二十二年十月一日提出
質問第一一三号

特別捜査部の行う捜査の可視化に関する質問主意書

提出者
石川知裕

特別捜査部の行う捜査の可視化に関する質問主意書

これまでも、捜査の可視化については、様々な議論が行われている。法務省刑事局が六月十八日に公表した「被疑者取調べの録音・録画の在り方について」これまでの検討状況と今後の取組方針」の検討項目を見る限り、特別捜査部の扱う事件については他事件に先行して可視化を試行することは可能であると考え

る。
従って、次の事項について質問する。

一 特別捜査部の扱う事件において、可視化を先行・試行すべきと考えるが、いかがか。

二 現在、任意の取調べに応じる被疑者、参考人に対する録音機の持ち込みについてはどのような運用がなされているか示されたい。

三 七月二十日の記者会見で、千葉景子前法務大臣が「任意の取調べを受ける被疑者、参考人が自分で録音機を持ち込むということについて」との質問に対し、対応をしているが、この記者会見の前と後で運用に変更があるか。

四 変更がある場合、その変更点を示されたい。

右質問する。